

事業シート（概要説明書）

事務事業名	子ども医療費助成事業	事業開始年度	昭和48年度
根拠法令	安城市子ども医療費助成条例	担当局・部名	保健福祉部
事務区分	☒ 自治事務 ☐ 法定受託事務	担当課・係名	国保年金課医療係
市長マニフェスト	☒ 該当する ☐ 該当しない	作成責任者	松村誠
事業の必要性・実施の背景	子どもが必要な医療を安心して受けられるようにするためには、その子どもを保護している方に対して、医療保険の自己負担相当額を助成する必要があります。子ども医療費を助成することにより、子どもの健康の保持増進と子育て世代の経済的な負担の軽減(子育て支援)を図ることができます。		
目的 (何をどうするために)	①子どもが必要な医療を等しく受けられるようにするため ②子育て世代の経済的な負担を軽減するため		
目標 (何がどうなれば達成か)	経済的な負担を心配することなく、全ての子どもが必要な医療を迅速かつ安心して受けられるようにすることで、子どもの健康の保持増進を図る。		
対象 (誰・何を対象に)	0歳から15歳年度末までの子ども 対象者数（全市民に対する割合） 29460 人（ 16 % ）		
実施方法	☒ 直接実施 ☐ 業務委託 又は ☐ 指定管理 （委託先又は指定管理者： ） ☐ 補助金〔直接・間接〕（補助先： 実施主体： ） ☐ 貸付（貸付先： ） ☐ その他（ ）		
事業内容 (手段、手法など) ※当該事業以下に 中・小事業がある 場合は、事業費と ともに記載	0歳から15歳年度末までの子どもに対して、入通院にかかる保険診療分の自己負担分全額(就学前は医療費の2割、就学後は3割)を助成します。 対象者には医療費受給者証を交付し、医療機関等の窓口で保険証と受給者証を提示することで県外受診等の場合を除き、窓口での自己負担分の支払いがなくなります。(現物給付) なお、県外受診等で自己負担分を窓口で支払った場合は、後日、「子ども医療費助成申請書」に領収書を添付し、市役所へ請求することになります。(現金給付) 【その他参考事項】 就学前（0歳から6歳年度末）は、入通院分ともに1／2を愛知県が、残りの1／2を安城市が負担します。 就学後（小学1年～15歳年度末）は入院分のみ1／2を愛知県が、残りの1／2を安城市が負担します。通院分は全額安城市が負担します。		
関連事業 (同一目的事業等)	障害者医療費助成事務・母子家庭等医療費助成事務など 小中学生のうち上記医療費助成事務の対象となる場合は、子ども医療費助成事業の受給対象外としています。		

事業シート（概要説明書）

事務事業名		子ども医療費助成事業						事業開始年度		昭和48年度				
		23年度（予算）			22年度（決算）			21年度（決算）			20年度（決算）			
コスト	事業費	一般扶助費	980,000 千円			967,845 千円			924,836 千円			820,652 千円		
		手数料	21,490 千円			20,506 千円			21,852 千円			21,169 千円		
		印刷製本費	40 千円			0 千円			20 千円			17 千円		
			千円			千円			千円			千円		
		その他	千円			千円			千円			千円		
		事業費合計	1,001,530 千円			988,351 千円			946,708 千円			841,838 千円		
		人件費	1.2 人	9,036 千円		1.2 人	9,036 千円		1.2 人	9,036 千円		1.6 人	12,048 千円	
		総事業費	1,010,566 千円			997,387 千円			955,744 千円			853,886 千円		
財源 内訳	国県支出金	228,780 千円			253,901 千円			229,008 千円			231,268 千円			
		国県支出金の内容		子ども医療費補助金及び子ども医療事務費補助金（愛知県）										
	地方債	千円			千円			千円			千円			
	その他特財	46,340 千円			54,957 千円			56,898 千円			22,960 千円			
		その他特財の内容		子ども医療費高額療養費等返納金										
	一般財源	735,446 千円			688,529 千円			669,838 千円			599,658 千円			
	財源合計	1,010,566 千円			997,387 千円			955,744 千円			853,886 千円			
事業実績	活動実績	【活動指標名】				単位	H22年度		H21年度		H20年度			
		受給者数				人	29,460		29,356		29,174			
		助成件数（市単独分を除く）				千件	250		234		221			
		助成件数（市単独分）				千件	200		197		162			
	効率指標 （事業費/活動指標）	総事業費		／ 受給者数		千円	34		33		29			
		総事業費		／ 助成件数（全体）		円	2,216		2,218		2,229			
事業成果	成果実績 （事業目標達成状況）	【成果指標名】				単位	H22年度		H21年度		H20年度			
		受給者数／受給対象者数				%	99.87		99.84		99.87			
		欠席延べ児童生徒数／児童生徒数×200日				%	1.11		1.07		1.11			
		未処置歯のある児童生徒数／児童生徒数				%	24.28		25.98		28.24			
事業の自己評価 （今後の事業の方向性、課題等）		・健康保険未加入である外国人世帯等を除き、受給者証は交付しています。しかし、自己負担が全く無いため、1人当たりの受診回数や受診総件数が増加傾向（補足資料のとおり）にあります。 ・市長マニフェストを受け、対象年齢の拡大（18歳年度末）を目指しますが、県には福祉医療に係る補助金制度見直しの意向がありますので、実施時期及び拡大内容については県の動向や今後の税収の見込みなどを見極めつつ、歳出事業の優先順位にも配慮して決定します。												
比較参考値 （他自治体での類似事業の例など）		就学後の通院助成については、平成23年4月現在で愛知県内の自治体の88.9%（54市町村中48が実施）が小学校6年生まで、59.3%（54市町村中32が実施）が中学3年生まで実施しており、平成23年度中に対象年齢の拡大を予定しているところが5市町あります。ただし、一部自己負担が発生する自治体もあります。また、高校生世代を助成対象としている県内の市町村は犬山市のみとなっています。 西三河地区の自治体（9市1町）は、全て安城市と同様の内容で実施しています。												
特記事項 （事業の沿革等）		昭和48年 4月 0歳児が通院、入院ともに助成対象（乳幼児医療費助成制度の開始） 昭和63年 4月 1、2歳児の入院のみ助成対象として追加（市単独事業） 平成 6年 4月 3歳の誕生月末日まで通院、入院ともに助成対象（県制度の改正により助成対象を拡大） 平成14年10月 4歳の誕生月末日まで通院、入院ともに助成対象（県制度の改正により助成対象を拡大） 平成15年 7月 就学前まで通院、入院ともに助成対象（県制度の改正により助成対象を拡大） 平成20年 4月 15歳年度末まで通院、入院ともに助成対象（県制度の改正により助成対象を拡大）												